

理解度チェック

理解度チェック

Q1

産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約書を省略し、代わりに請書を求めた。

理解度チェック

A1 ×

金額に関わらず、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

【第6条の2第4号（一部抜粋）】

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

理解度チェック

Q2

学校で出た紙くずと廃プラスチックを、紙くずと廃プラスチック類の許可を有する産業廃棄物処理業者に委託した。

理解度チェック

A2 ×

学校は紙くずの業種限定に該当しないため、事業系一般廃棄物となり、産業廃棄物の処分業者に処理委託することはできません。

廃プラスチックは業種限定がないので、事業活動で出た廃プラスチック類は全て産業廃棄物になり、許可を有した産業廃棄物処理業者に委託することになります。

理解度チェック

Q3

昨年度は、産業廃棄物処理委託する際に電子マニフェストを使用していたので、マニフェスト交付等状況報告書は提出しなかった。

理解度チェック

A3 ○

電子マニフェスト登録分については、廃棄物処理法第12条の5第9項に基づき、日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。情報処理センターでは、電子マニフェストシステムに登録された、1年間のマニフェストデータを電子媒体に保存して、都道府県知事等に報告します。ただし、1年の間に1枚でも紙のマニフェストを交付した場合は、その分のマニフェスト交付等状況報告書の提出が必要です。

理解度チェック

Q4

PCBに関する事項で正しいものは次のうちどれか。

- ① 社内でPCB廃棄物を集中保管するために、府内他市の工場から「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等に基づき自家運搬を行い、移動前後の所管行政へ事前相談することなく、「保管場所等の変更届出書」を提出した。
- ② PCB廃棄物は撤去工事を実施した元請業者に処理責任がある。
- ③ 使用中の高濃度PCB含有機器は、そのままの状態を使い続けることができる。
- ④ 微量PCB含有電気機器とは、PCBを絶縁油の原材料として使用していないが、工程等からPCB汚染を受けた絶縁油を非意図的に使用してしまった電気機器である。

理解度チェック

A4 ④

本文のとおりである。

- ①事前に移動前後の所管行政に連絡が必要。大阪府では、移動に際し漏洩事故などのリスクを回避するため、自家運搬する場合は事前に移動計画書の提出をお願いしている。
- ②撤去工事に伴って生じたPCB廃棄物は、発注者に処理責任がある。
- ③使用中の高濃度PCB含有機器であっても廃棄物となるため、電路からはずし保管する必要がある。
(処理については、国において検討中。)

理解度チェック

Q5

PCBに関する事項で誤っているものは次のうちどれか。

- ① 1990年製のコンデンサーは高濃度PCBの疑いがない年代にあたるため、普通産業廃棄物として処理を行った。
- ② 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末までである。
- ③ 塗膜についてPCB汚染物等の該当性判断をする場合、環境省通知の対象の種類にはないが、固形状のものは「廃プラ」、剥離剤等が混じり泥状を呈しているものは「汚泥」にて分析する。
- ④ PCB濃度が10,000mg/kgのウエスを無害化処理認定施設で処分した。

理解度チェック

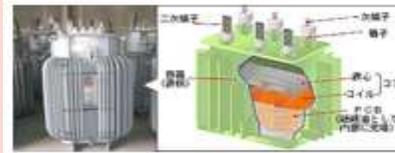
A5 ①

コンデンサーのPCB廃棄物の年代による目安は下の図のとおりです。高濃度PCBの疑いがない年代であっても、低濃度PCBの可能性があるため、普通産業廃棄物として処分するには分析により非PCB廃棄物(0.5mg/kg以下)であることを確認する必要があります。

《コンデンサ》



《トランス》



※絶縁油の入替等が行われていない場合に限る

また、ニチコン製のコンデンサーは、平成16年3月以前のもの、富士電機製の一部機器については平成6年3月までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るため、PCB混入の有無の確認が必要です。東芝製の一部の高圧コンデンサー(OEM製のものは、平成2年以降のものであってもPCB汚染の可能性を否定できない。

なお、コンデンサー等の絶縁油封じ切りの機器や小型の変圧器等では、確実に高濃度PCB廃棄物に該当しないことが銘板情報等から確認できれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物とみなして処分することが可能です。

理解度チェック

Q6

業務用冷蔵庫を廃棄することにした。

フロン類は充填回収業者に回収してもらったので、廃棄物処理業者には引取証明書の原本を渡し、機器を引き取ってもらった。

理解度チェック

A6 ×

廃棄物処理業者等に第一種特定製品（※業務用エアコン・冷蔵庫等）を引き取ってもらう際には、引取証明書（※充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書類）の写しを交付する必要があります。なお、引取証明書の原本は、交付を受けた日から3年間保存しなければいけません。